

平成 27 年度積算資料等の改定について

このことについて、国土交通省では、土木工事標準積算基準及び設計業務等の積算基準の改定を行い、平成 27 年 4 月から適用することとしています。

については、高知県土木部において例年 7 月に行っている積算資料等の改定内容の一部を、下記のとおり適用することとしましたのでお知らせします。

記

1. 改定内容

【土木工事標準積算基準書】

- ・現場管理費率及び一般管理費等率

【設計業務等標準積算基準書】

- ・測量業務及び地質調査業務の諸経費率
- ・設計業務、地質解析業務の一般管理費等の割合

2. 適用日

平成 27 年 4 月 1 日以降に積算するもの

【参考】

土木工事標準積算基準書 現場管理費

工種別現場管理費率標準値（平成27年度 土木工事積算基準）

第1表

工種区分	純工事費 適用区分	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
		下記の率とする	(2)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
			A	b	
河川工事		42.02	1,169.0	-0.2110	14.75
河川・道路構造物工事		28.22	52.6	-0.0395	23.20
海岸工事		26.90	104.0	-0.0858	17.57
道路改良工事		32.73	80.0	-0.0567	24.71
綱橋架設工事		39.06	105.6	-0.0631	28.56
P・C橋工事		30.09	113.1	-0.0840	19.84
舗装工事		39.39	622.2	-0.1751	16.52
砂防・地すべり等工事		44.58	1,281.7	-0.2131	15.48
公園工事		41.68	366.3	-0.1379	21.03
電線共同溝工事		58.82	2,235.6	-0.2308	18.72
情報ボックス工事		52.66	1,570.0	-0.2154	18.08

(注) 基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の砂防堰堤は、砂防・地すべり等工事に2%加算する。

第2表

工種区分	純工事費 適用区分	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの
		下記の率とする	(2)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
			A	b	
道路維持工事		51.14	316.8	-0.1257	31.27
河川維持工事		41.28	166.7	-0.0962	28.34

第3表

工種区分	純工事費 適用区分	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
		下記の率とする	(2)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
			A	b	
共同溝等工事	(1)	48.95	367.7	-0.1251	25.23
	(2)	37.50	110.6	-0.0671	26.28
トンネル工事		43.96	203.6	-0.0951	26.56
下水道工事	(1)	33.46	50.8	-0.0259	29.17
	(2)	36.91	213.5	-0.1089	20.73
	(3)	31.58	48.4	-0.0265	27.44

第4表

工種区分	純工事費 適用区分	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの
		下記の率とする	(2)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
			A	b	
コンクリートダム		22.60	301.3	-0.1327	15.56
フィルダム		33.08	166.5	-0.0828	26.20

【参考】

土木工事標準積算基準書 一般管理費

工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの
一般管理費等率	20.29%	$-4.63586 \times \text{LOG}(C_p) + 51.34242(\%)$ C _p =工事原価(単位円)	7.41%

設計業務等標準積算基準書 測量業務諸経費率

別表第1
(1) 諸経費率標準値

直接測量費 (成果検定費を除く)	50万円以下	50万円を超え1億円以下		1億円を 超えるもの
適用区分等	下記の率とする	(2)の算出式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
		A	b	
率又は変数値	91.2%	371.23	-0.107	51.7%

設計業務等標準積算基準書 地質調査業務諸経費率

別表第1
(1) 諸経費率標準値

対象額	100万円以下	100万円を超え3000万円以下		3000万円を超えるもの
適用区分等	下記の率とする	(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
		A	b	
率又は変数値	52.0%	335.58	-0.135	32.8%

設計業務等標準積算基準書 土木設計業務（地質解析業務）一般管理費等

(二) 一般管理費等
一般管理費等は次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{一般管理費等}) = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

ただし、 β は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。